

第一回
參議院治安及び地方制度委員會會議錄第二十三号

【營業部】

十六號)

○委員長(吉川末次郎君) これより

止むなく府縣民税及び市町村民税の納
税義務者一人當りの平均賦課額を更に

と思ひ、これに期待を掛けてゐるわけでありませんが、それはとにかくと

て、當面十六億數千萬圓というこの費用の出所が、盡く地方財政に委任されるという事は、極めて地方公共團體の實狀からして困難であるという事を考へざるを得ないのであります。併し御説明のように中央の財源が非常に危殆に瀕しておるから、當面先ず止むを得ないものと思ひますけれども、そこで私共のお伺ひしたいことは、これは當面の全く止むを得ざる緊急處置であるのか、こういうことから出發して、將來も大體こういう經營の檢出が凡そかような形で繼續して行くのかという事は、地方財政の將來に取つて極めて重要な問題になるわけでありまして、若しこういう處置というものが相當恒久的に行われるといたしますならば、先程申し上げた近く發足する地方財政委員會というものは、中央の財政の財源と地方財政の財源の取扱ひ方について根本的な検討が加えられなければならないと思ひます。若し地方財政委員會でそういう問題が取扱はれて、根本的な方針が確立すれば結構であります。けれどもまだ今のところ、はつきりしないわけでありまして、これも、全く應急的な止むを得ざる處置であるのか、或いは暫くはこういう形が続くものと思はれるのであるか、その邊の見通しをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(木村小左衛門君) お答えいたします。これは御想像の通り本當の暫定の、只今の應急の處置と御承知をお願いしたいと思います。大體提案をいたしましたは實にこれは苦慮いたしました。と申しますのは、一昨日地方税法の改正法案を参議院において五割五〇%の程度の増額減額を御承認

を願つて可決したばかりで、まだそれが法律案となつて發令されておられません。又ここにこの五割の増額を提案いたしますという事は、一體政

治良心から申しまして非常な苦慮いたしました。元來内務當局ではかかる地方財政の枯渇いたしておりました場合には、是非ともこれは國庫の負擔を以てやつて貰わなければならぬという考へを飽くまでも堅持しております。殊に地方の公吏に對しますところの一時支給金、こういうような大衆課税によつてこれを賄はれるという事は、非常な困つた問題であると思ひました。最後までこれを堅持しております。したがために、實は初めからこういうこととで國庫の財源がどうしても手が着けられない、枯渇し、危殆に瀕しておつてどうにもならぬという事であります。すれば、それは衆議院に提案いたしました前においても、提案以後においても、修正をお願いするとか、或いは撤回して更に提案をし直すとかいたしますような方法もあつたのであります。けれども、最後まで内務當局といたしましては、國庫の負擔にして貰ひたいという主張をいたしております。又國庫も最初から絶対にできないとい

うのではなくて、非常な困難ではあるがなんとかならぬこともなさうな氣配でありましたので、ここまで至りましたところ、状況の推移はついにどうも國庫の負擔としてこれを認めて貰うことができません。又一面言葉を藉口するようであります。藉口ではあります。が、關係方面の意向もございまして、ここで止むべく提案をいたしまして御承認を得ましたよう次第であります。これは御想像の通り、繰返

して申上げますが、ほんの暫定的な應急の處置でありまして、將來こういうことがいつまでも續くという事は、實にこれは困つたものであります。これは御承認の通り今度できます財政委員會において十分な考慮を拂つてなにかかかる財源がなければならぬように行政整理の面とかその他において捻出せられるという事が當然であると思ひます。これは政府といたしましては本當の當面の處置であります。これを御答辯申し上げます。

○岡元義人君 内務大臣にお伺ひいたしますが、今大臣の御説明がありまして、通過いたしました法案を又ここで倍額に引上げるという事は、これは國會の權威にも係わる問題だと思ひますが、取敢えずこれだけの高額の引上げに對しまして、特別に除外しなければならぬという戦争犠牲者というものの對するお考えをばお持ちであるか、この點ひとつお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(木村小左衛門君) 當面に當つております政府委員が答辯いたします。

○政府委員(林義三君) お尋ねのよう

な御心配も御尤もなことであります。これは御承知のように、いわゆる當該府縣なり市町村で以つて増税をして賄ひをつけようと思へば、増税をし得るという限度をここで示すわけではございませぬ。そこで必ず取らなければならぬといふものではないのでございまして、いわゆる自治體が税の方の上において活動し得る枠というものをここに擴げるという改正に相成るわけではござ

います。そこで特に戦争犠牲者と申します。これにいくらかけるか、或いは平均して賦課額がいくらになるかといふことはいずれも當該自治體で當該の議會の承認を得て、その審議の結果に俟つてこれを決めるわけではございませぬ。又その賦課の方法につきましても、どういふ標準でやつてどういふ對象でやるかといふことは、實際の具體的な細かい運用になります。すべて當該條例に據つておるわけではございませぬ。どういふ人を免税するか、どういふ人について特別の措置を講ずるかといふことも當該自治體で法律に違反せざる限度においては、自由に條例で決めることができることは、自由に條例で決めることができることに相成つてお

います。この御心配のような點について若しこれを當該自治體で免税すべきが妥當であるという結論が、その自治體の議會の審議において出ました場合には、條例で以てさうな措置をと

り得るということに相成つております。

○岡元義人君 今の政府委員の御説明に對しまして、私が疑問を抱きますのは、先程内務大臣の御説明もありました通りに、この度のこれは止むを得ないといふ十六億四千萬圓という金をどうしても徴収しなければならぬ。而もこの十二月中に徴収しなければならぬという性格を帯びておる。い

わゆる一つの法案であると思ひます。然らば實際縣の地方の末端におきましては、できる限り取れるだけ取らなければならぬという實狀になりました。最高額の枠が決められた法案でありますけれども、實際におきましては、今まででさえも事實地方におきましては、相當無理をして、戦争犠牲者たち

が税を拂わされておるのでございませぬ。然るにこのような一つの性格を持つた大幅の引上げにつきましては、どうしてもこれらのものを除外してやるという事は、恐らくできないと思ひます。であります。政府當局におきましてそれだけの親心を持つておられるといふことがありましたならば、何らか

さういふ方々に全然關係の及ばぬ方法を以て、この中に一つの附則なりさういふものを設けまして、私お示しになつた方がよいのではないか、さうでない限りここではさういふ工合に仰しやいませけれども、實際の地方末端におきましては、さういふことはさう行かないといふことを私は申上げたのであります。

○政府委員(林義三君) 先程内務大臣から御説明を申上げましたように、一ヶ月分の給與に該當する一時手當金を地方の公吏に支給いたしますと、總額におきまして二十三億五千萬圓の手當が要る計算に、これは日本全國の公共團體分を全體として總覽いたしましたときに、私の方の計算では相成るのでございませぬ。それでその中で以て警察官とか、教員とかいふような國庫補助のあります者を省きまして、さうして差引いて参りますと、十八億四千萬圓の所要財源がどうしても要るという結論になるわけでありませぬ。そこで今までいろいろ事業費とか、それから事務費とか、さういふものが全部一應これは緊急に要る、止むを得ず皆使用しなければならぬという想定の下におきましていたしますと、十八億四千萬圓だけを税金なり何なりで取らなければならぬといふことになるわけではございませぬ。お話のようにこれは止むを得

ないのございまして、大體各自治體な税のかけ方というものをいたしませ

税法の改正法案を参議院において五割、五〇名の程度の増額賦課を御承認

まして御承認を得ましたような次第であります。これは御想像の通り、繰返

いて活動し得る様というものをここに擲けるという改正に相成るわけござ

まででさえも事實地方におきましては、相當無理をして、戦争犠牲者たち

ばならんというところになるわけござります。お話のようにこれは止むを得

ないのでございまして、大體各自自治體ともこの程度のことは取らざるを得ない立場になると思ひますが、併し非常に裕福な自治體であるとか、或いは非常に事業繁盛その他が運用がつく管のもの、運用が資料が手に入らなくてつかぬかつたというところで、或る程度餘つて来るところ、或いは思ひ切つて人員整理ということをやつて、人を少くしている自治體でありますとか、その他事業費を天引にして、尙これを節約するということにいたす自治體でありますとか、そういうところにおいては、必ずこれをやらないでもいゝところが例外的に出て来るだらうと思ひるのでござい

それから御心配の、特に戦争の犠牲

になつた氣の毒な人に對しても、ただ平等に行くのだからというところで、重い税金をやるというやうなことを省き得る工夫というものもやり得る餘地というものは出て来ると思ひのであります。ラウンド・ナバーで綜合して、日本全國で計算をしますと、これだけのことはやり得るやうな制度は立てて上げなければ、これはどうにもならないと思ひますが、個々のものになりますと、いわゆる御心配のやうなことに對して親心というものを自治體が示すということもできる餘地は、私は自治體の財政についての外のところを節約いたしますなり、外の元費を出しますなり、そういう特殊のことをやり得るのではないかと、かように考えます。又假りにるいうことがございせん、全部この税で取らなければならぬといひたしても、その賦課方法について、いわゆる一般勤勞階級に對して平等に重くなるというやう

な税のかけ方というものをいたしませんで、特に氣の毒な人に對しては、さやうな氣持を出す條例は定め得ると思ひます。恐らくそれはその當該團體の代表であるところの議員の人たちも、さやうなことに對しては關心を持つて、さやうなことをやるだらうと思ひのであります。私の方も、これは、この法律が通過いたしますれば、その施行についてはいろいろと地方の關係者を集めて、その氣持というものは十分傳達する豫定であります。と、これは實際の運用の面に當りますと、自治體の議會というものの自主的な意圖に任せてやるより外ないのではな

いかと思ひます。又戦争犠牲者といひましても、いろいろあつて、法文でこれを一概に書くといふことも非常に困難なことでありまして、然らば戦争犠牲を受けた方であつても、これは理宜になりまして、生活のいい方もあるだらうと思ひますし、その點の、いろいろ實際の實情というものが、中央からは法文では示しにくいと思ひます、併し氣持の點につきましましては私も同感でございます。その氣持は、こちらはさやうな氣持はあるのだ、皆さやうな工夫をされては如何というのを、私どもの方から十分これは傳達をして行きたいと思ひております。

○阿竹實次郎君 議論する意味じやないが、只今地方局長のいわれたのは、この制限は必ず取らなければならぬのではない、枠を作つておくというところでありまして、地方の財政をそんなに甘いものだと思つておいで下さるならば、私はそれは間違ひで、殆ど手一杯だ、もつと苦しい、そんな甘く考えられては根本の考え方が變つて来ると思ひます。これがために、止むな

く人員を整理するところができて来るところがあるかも知れませんが、但し御承知の通りに、住民税を制定せられたところの性格に背きやしないか。そもそも住民税の性格はそんなものじやない、金額をどん／＼殖やして行くのじやなく、制限を上げるのは何でもないので、とにかく住民税の性格はこんなものではない。或るべく住民の全部が出し合つて、その土地の住民の責任を盡そうというところが、この税を作られた根本だと思ひのでございします。そこで、政府はいつも財源がないといひておりながら、段々追加増算を考へて行

き、政府が財源を握つておるのだからそれは分りますが、肝腎の財布を私どもは握つておらないから、いわれるまゝに信じて行くより仕方がないけれども、いつも増税で追加財源が出て来るのですから、甚だ信をおくわけに行かないやうな氣がする。さうして今のうちに、地方財源の制限の範圍内でやる、そんなことを以てやることは變なこと、要するに地方に財源を與えて、さうして地方の經費を賄つて、残りを中央に集めて来るやうな昔のやうな形になることが地方自治的にいいことだと思ひますが、今のところさやうなやうなわけに行きませんから、さやうな住民税という性格といふことからお尋ねいたします。それから尙地方財源をそんなに甘いものと見ておるか、お考えをお伺ひいたします。

○政府委員(林義三君) 私どもも地方の財政といふものは甘いものだと決して考へておりません。これは實に苦しい、大部分……殆ど全部非常に苦しいと思つております。併し先程私がそれについて申し上げましたのは、この限度まで引上げますと、大抵はこの限度まで上げて来るだらうとは、かように考えますが、併しそれは上げねばならぬといふものではなくて、何らかの工夫のつくところでは、これは上げなくても構はないといふことで、これだけは絶対に取らなければならないと政府で命令する性格のものではないと思ひます。そこで戦争について特に犠牲を受けて、さうして非常に苦しい生活をしておる人に對しては絶対に取らなければならないといふ性格のものではない、かやうなことを申し上げたのであります。地方財政が苦しいといふことについては、私も、もうあなたに決して劣らない、むしろ私も、これは官吏でありますけれども、その方の責任者でございまして、重々存じております。又私最近までは自治團體の責任者をいたして存じておりました。そのときの苦しい思いも十分存じております。この點においては決してさやうな甘いものとは考へておりません。それから上げましたならば、大部分の町村では、早速そこまで取らざるを得ないといふことになると思ひます。それから上げると、私の申し上げることが、或いは足りなくて、さやうな印象をお與へしたとすれば一つ御訂正をお願いしたいと思ひのであります。何といたしまして、實はこれについては住民税の性格論については仰しやる通りでありまして、これはいわゆる負擔分任の精神を現わすために作つたといふのが、この趣旨だと思ひのであります。餘りにこれが金

額が多くなるということ、この税の本質を段々に逸脱して行くことになると思ひのであります。これは極力戒めて行かなければならないと思ひますが、止むを得ずこの程度のところを、先程大臣から申し上げましたやうに、どうしてもいたし方ない、かかる枠を擲ける措置をとらざるを得ないといふことになるわけでございます。やはり各人も勿論苦しいときでありますから、私は低きに越したことはないと思ひます。いろいろ私どもの方も、内心苦慮いたしまして、これについていろいろ研究を重ねたのであります。幾分なりとも心を休めるといひますが、断を一つ申し上げますならば、これでも休まるわけでもありませんが、これを月割にして見たのでございします、今度の増加額を。さうするとこれは大體一世帯、世帯主が納税者でございしますが、一世帯當り月に八圓ほど出して頂く計算になります。大部分は昔から見ますと、物價が六十五倍とかいふやうなことを言われておる今日でございまして、それを故に税を出すことも苦しいでございまして、貨幣の單價が下つて来ておりますし、まあ、この程度のところは、いいことではないけれども止むを得ないといふところで、目をつぶつて頂けないかという氣持でござい

ます。それから最後に御意見がありました税というものは、國家依存の形ではないとは毛頭考へておりません。これは現在の府縣の區劃とか、財産のいろいろ偏在しておる状態とか、さやうなことからなかつた困難のことはあると思ひますけれども、中央依存を徹底的に、この際許される限度において、最

大限度中央依存を廢して、地方自主の地方財政を持つて行かなければならぬと思ひます。財政委員会ができたもの、それをやるのが根本だと存じておりますし、次の國會には財政委員會の研究の結果がそこに提案されて、皆さんの御審議を受けることに相成ると存じております。

○阿竹齋次郎君 簡単に……討論しやないのですが住民税一人當りが幾らになるかということ、それはそうでしょうが、外に餘計税金を納めておるのですから……

次に政府は、財源がないと仰しやつたが、それは私共が財布を握つておらんから、政府がないと言われるならば、信じなければ仕方がありません。震災等に遭つて、苦しい人にとれといふのではありません。とれと言つてもとれません。無理に上げなければならぬと言はん。だれが好き好んで上げますかといふことを言うておきたい。

○岡本義人君 先程申し上げております點につきまして、もう少し私詳しく御説明をいたしまして、御質問申し上げたいのでありますが、これだけの最高價格が決まりましたが、これは阿竹委員からも申された通りに、最高價格を完全に徴収するということは間違いないのであります。それでたゞ問題は、この振向け先が、結局中務委員の裁定によりまして、一ヶ月分の地方公吏の経費に今度出されるわけでありまして、併しながらこの法の精神から申上げまして、現在失業手當法案の適用を受けることもできなかつた料飲店の失職者及び引揚者、復員者、その他の者に對して、當然これを無關心であるといふことは、私はあり得ないと思ふのであり

ます。少くとも三百圓持つて歸り、今一月平均が一世帯八圓だといふ御説明がありましたが、引揚者は千圓しか持つて歸つて来ないで、二年半もとにかく生活保護法の金を出さずに、受けておる者は約三分の一であります。申込をして未だに受けずに、どうやら生き永らあてているという者が、三分の二ほど全國におるものであります。その上に、三百圓ほどしか持つて歸つて来ない復員者、或いは強制徴用、強制留用に於てまして、外地にいる日本人の誰かが勤めなければならぬ動機を果しつつある者、そういう家族、そういう未復員家族に對しましては、家族手當一人百五十圓といふものが貰えるように、今度通過するわけでありまして、強制徴用、強制留用に拉致されて行つた者の家族は、政府から一饅頭の金さえも頂いていないのであります。そういう人たちは、而も今は就職をしておる人たちに、中務委員の裁定によるところのこの金を支給すると、どこに私は精神において非常な矛盾を感じるのではありません。かようなことが、果してよいのかといふことをば、政府當局に御質問したいのと、これは特に委員長に申し上げたいのでありますが、少くとも國會の權威にかけまして、一昨日こういう法案を通過させておきながら、苟くもこの國會が、また二日を經て、次の通常國會というお話ならば話も分りますが、この二日を經た本日、又こういう問題を取上げて、國會はこれを通過させなければならぬといふことは、私誠に残念だと思ふのであります。國會の權威といふものは、どこにあるのかといふことを我々委員會が慎重に研究しなければならぬと思ふので

あります。國民に對してどんな顔をして、我々は申すことができるか。この點を一つ、委員長は、この委員會にとくとお話を願ひたい。

もう一つ、本日の新聞記事を見ますと、大蔵大臣は、あたかもこれを中務委員に對する回答といたしまして、すでにこの法案は、倍額決定した如き、いわゆる言辭を弄しておられます。苟くもまだ國會を通過しない前から、すでに決定した如き、こういう問題を取り上げて、新聞に發表されたということ、甚だ遺憾に思ふのであります。この點につきましては、大蔵大臣の答辭を私求めたいと思つております。委員長にお諮りいたします。

○政府委員(林敬三君) 引揚者などに於いては、十分の生活のできない者についてまで課税することは、誠に不當だと存じます。法律によりまして、いわゆる生活上公私の扶助若しくは救助を受けるような立場にある者に對しては、この税法上からは、當然非課税になるものであります。そこでいわゆる生活保護法の対象になるような人について、これは當然課税はされないといふことになつております。尚、併し生活保護法の対象は受けてないけれども、苦しいというような人々について、これはそれ／＼の條例を以て免除することができるといふことになりまして、そういうことになつておりますので、若しこれが通過して、實施する時には、地方との間におきまして、十分に意思の疎通を圖つて、運用上遺憾なきを期して参りたいと存じております。

○委員長(吉川末次郎君) 申上げますが、本日は、できるならば、只今審議

してあります地方税法の一部を改正する法律案について、もつと審議を進行できるならば、採決までもしたいといふように思つておつたわけでありまして、尙審議案につきましても、討論採決に入りたいと思つておるのでありますが、時間が既に十二時半になつておりますので、一時休憩いたします。一時間後、二時半から再開いたします。

午後一時五十九分開會
○委員長(吉川末次郎君) それでは開會いたします。

○中井光次君 私は先程少し遅れて参りましたが、御質問があつたかどうか存じませんが、この地方税法で一ヶ月分の給與を上げるために増税をすることになるのですか。今回の處置だけで後の……元は二・八といふものに對する問題であると思ひますから、一ヶ月分を今回解決をして、後の二・八についてはどういふお考えを持つておりますか。どういふお見込みでありますかといふことを一應承つておきたいと思ひます。

○政府委員(林敬三君) 御尤もなお尋ねを存じます。官公吏いずれに差をつけるわけにも参りませんで、全體の問題として、政府としてはこの點のことについて苦慮をいたしておるわけでございます。それで取敢えずいふ／＼な工夫を凝らしまして、財源措置を辛うじて講じ得たところがこの一ヶ月分でございます。これはいわゆる官房長官からの聲明にもありますように、いわゆる取敢えずといふことであります。それで財源措置の工夫が尙今後見通しがつけば二・八に達して行くように

に、少しでも多く、最善の工夫をして行きたいというのが政府の氣持でございます。それで公吏についてこれを見ますと、實はこの案らしい／＼先程來御議論のありますように、相當に辛い案でございます。更に後一・八ヶ月分といふものについては私共も今後どうしてこれを繰出すかといふことについて日夜實は同僚諸君とも、或いは上の方とも検討をいたしておるのでございますが、目下のところこれといふ確實な對策ができて参つておらない状態でございます。従つて何とか財源措置がつけば二・八までに達するよう今後とも政府は續ける。併し今具體的にこの程度までは確保し得る、この程度まではどういふ措置であるといふ見通しはまだ何もついていないというのが現状でございます。

○中井光次君 そうすると、財政的の措置がつかない場合においては、二・八の問題の根柢がゆるむこともあり得る、各自自治體の事情によつてゆるむこともあり得るといふふうに思われまうが、その點は如何でございますか。

○政府委員(林敬三君) これは自治體の方について私共自治體の行政を擔當しております側から見ますと、やはり官吏の方とも脱み合して行かなければならぬと存じておるわけでございます。又官吏の方も自治體の方と脱み合せて行動をとつて貰わなければならぬと思つておるのでございます。それで今のところ二・八まで將來工夫をして出し得るか、それとも出し得ないかといふことについては、實はまだどうしても結論が出ないのであります。

併し飽くまでも努力をして、或るべく許すのか、そうしますと大變な金額にれぞれ運用に當りまして現下の事態

本當に貧乏しておつても五千圓も六十

て、當然これを無關心であるというこ
とは、私はあり得ないと思うのであり

あるのかということを我々委員会が慎
重に研究しなければならぬと思うので

○委員長(吉川末次郎君) 申上げます
が、本日は、できるならば、只今審議

す。それで財源措置の工夫が尙今後見
通しがつけば二・八に達して行くよう

かということについては、實はまだど
うしても結論が出ないのであります。

併し飽くまでも努力をして、成るべく
出し得るように最善の努力をするとい
うことが現状でございます。

○阿竹繁次郎君 ちよつと伺います
が、この住民税は、法律で毎年十月一
日に取ることになつておるようと思
うのでありますが、そうしますと今後値
上げいたしますと、この財源に間に合
うのかどうか、どうですか。上げたこ
ろで取るのが十月一日からでできな
い、それでは間に合わないじゃないか
と思ひますが、市町村でやり繰りをす
ればいいじゃないかというが、やり繰
りをする餘裕がなからうと思ひます。

これは御承知の通り去年四十圓に上げ
たのです。大都市は十二圓、都市は九
圓、町村は六圓であつたのを一率に四
十圓に値上げしてしまつたと思ひます
が、それは去年のことでありました。昨
年初めて府縣住民税ができたのですか
ら、去年は市町村住民税とで百圓納め
た。それを今度この案で行くと一年の
間に八倍になる、物價が三倍になつた
といふのでさびつくりしておるの
に、住民税は八倍になつた、こういう
計算が出て來ると思ひます。それで昨
年住民税が布かれて、特に政府がこの
税の本質上注意して來たことは、でき
るだけ負擔が過重にならないように格
別の注意をしなければならぬ。その代
り住民税は獨立の經濟をしておる者か
らは漏れなく取れ、但し課税は慎重に
しろといふお通しがあつた。つまり住
民税は自治體參加負擔分任の意味にお
きまして布かれた税制であつたと記憶
いたしております。そこで地方長官に
おいて制限外課税を百分の五十まで許
されておつて、それを大抵取つておつ
たと思ひますが、今度も制限外課税を

許すのか、そうしますと大變な金額に
なります。

○政府委員(林敏三君) お尋ねの第一
の、十月一日というのは、これはいわ
ゆる納税義務者を定める期日でござい
ます。具體的に申しますと、本年度の
住民税は、十月一日にそこにおりまし
て納税の要件を備へた人について、こ
れを取る、こういう期日が十月一日で
ございまして、この法律案が出まして
そうして通過になりますれば、實際の
徴収は、その後において十月一日現在
において決まつた納税義務者について
取る、かようなことに相成るわけでござ
います。やつて參れるわけでござい
ます。それから納税の義務者として
該當する者については、これは漏れな
く、税金の性質から、取るべきでござ
います。ただ先程も岡元さんも御質
問ございまして、いわゆる生活困窮者
は、これは課税の対象から除かれま
す。又それには生活保護を受けるな
く、それと同等又はそれよりちよつと
いくらいのところを以て、除いて然るべ
しといふ者は、それ〴〵條項で以てそ
の運用を期するわけでございまして、
殊に引揚者などでは非常に氣の毒な
立場にある人については、その間に
ける施行に當りまして、實際的關係者
に十分注意を促して遺憾なきを期して
参りたいと存じております。

それから税が去年に比べて非常に激
増しておる點は御指摘の通りでありま
す。ただこれは平均額がこういふこと
になるのをごさいますして、下の方の最
低の人といふのは、これは市町村民税
で申しますと、一年に二十五圓といふ
ことになつておるのであります。そ

れぞれ運用に當りまして現下の事態
に鑑みて、増税分も下に極力薄く上
に厚く、こういう形での課税が取れる
ことが望ましいと思ひます。尙中央で
干渉すべきではございませぬけれど
も、極力さうな點についても、社會
政策的な課税をするように注意を促し
て参りたいと存じます。

それから百分の五十の制限外のこと
であります。これは中央政府の許可
を受けられます。課し得ることになつ
ております。ただ極力これはやらない
ようにという、實は私の方は希望を地
方に對して申述べておるわけでありま
す。それからお話でございましてたけ
れども、制限外を課しておるところの方
が遙かに少ないでございまして。縣に
いて申しますと、極く數縣、さうい
うよく〴〵苦しくて外に方法のないと
ころ、許可を受けていたしたように記
憶しておる次第でございまして。

○阿竹繁次郎君 制限課税が少い、そ
うでしよう。これは制限内と雖もなか
なかやかましい税金であつて、地方で
この税金を取るのが一番むずかしいの
です。要するにこの税金は貧富の状況
によつて、階段的に細かくできておら
ない、よほどどうか知りませんが、大
抵三段か四段に分けております。だか
ら十圓の人と十一圓の人との一圓の差
ですけれども、特にその力において相
違があつて、なか〴〵この税金はむず
かしい、一番貧困な階級でも相當取ら
れておる、住民税という意味から行き
まして。こんなことは餘計なことであ
りますけれども、この住民税が高くて
びつくりして首を吊つた人がありま
す。そういうことは冗談であります
が、このくらい大きい税金ですから、

本當に貧乏しておつても五十圓も六十
圓も、二十圓も三十圓も取られるので
す、その後は冗談であります。そこ
でなんですが、これは徴税が一舉に取
れるといふことになつております。こ
れは一遍に取らなければならぬ。本當
にえらい仕事である。生活保護をしな
ければならぬ、或いは貧困なものに對
しては取らないようにすることは御
尤もです。これは法律がさうなつてお
るから當然やらなければならぬこと
であります。そこで昨年は四十圓、今年
は何百倍にもなると大分負擔がえら
いだろうと思ひます。それからこれを取
るには一番むずかしい、納税義務者が
決らんからむずかしい、實はこの十月
中に納税義務者を決定すると言ひま
したけれども、本當に課税するときにむ
ずかしい税金である。他の獨立税は物
件を根據としてやつておるから取り易
い、その他の附加税を運つて、これは
獨立税であり住民の頭割税である。非
常にむづかしい税金がこんなふうに殖
えるといふことは首つりが殖えはせん
かと思ひます。

○政府委員(林敏三君) 大變これはむ
づかしい税金であるといふことは私も
全く同感であります。實は私も二十年
間地方廳の役人をしておりまして、
て、その方の擔當を親しくやつて、こ
のくらい試練に對して文句があり、む
づかしいことは仰せの通りであります
。それで御體験を持つておるのである
の税金から見るとやはり何と云うか、他
の税金から見るとやういふ性質が
あることは私も存じております。しか
しこれは條例で以て各團體で決める
といふことになつておりますから、ただ

實際は大體歩調を合せませんと他と比
較して又いふ〴〵議論があります。か
ら、賦課總額の五分の一を下らないも
のは人頭割にいたしまして、後の分は大
體基準を決めて、所得額或は家屋の賃
賃價格、土地の賃賃價格或は營業稅
額、さういふものを基準にして等級を
設けてやつておるところでは、點數制
度にしてやつておるところが多いと思
ひます。私の在任いたしました縣では
二十等級くらいに分けてまして點數制
度にしては何が點數、何が點數といふ
ことをやつて賦課しておつたと存じます
。但し町村によりましてはそんな面倒な
ことをしないといふところもある。も
つといわゆる大體把な區分をしてお
つたところもあるかと存じます。が、
この度、金額が多くなつて來れば、や
はりおのずからさういふふうに確實な
基礎に基いてやらせる。段階的に精算
の下にやらせる場合が多くなつて來る
と存じます。又それが妥當であると存
じております。それから税金の取り方
でございまして、これは決めるのは條
例で以て隨意になつておるが、年一回
でもよければ、年三回でも、四回でも
いいのであります。ただ大抵の市町村
では私の経験では一遍で取つておる
ところが多いと思ひます。その事情の困
難なところは分けて取つてもいいこと
になつております。

○阿竹繁次郎君 そこで徴税の時期な
んですが、大抵一遍に取つてすると思
ひます。それからこれは階級が、二十
通りになつておる。私は日本全國を調
べて見ると相當細くなつておる。戦
争に負けたので變つたが、勝つまでは
文句を言ふなといふのでとにかく賦課
しました、大體把な取り方である。で

すからこれを眞に増税する基礎となるべきものを改正することは困難な思ひから、従来のように増税するのだから不公平な結果が出て来ると思ひます。それからとにかく細かい階級ができるのだから大變むづかしいものが出るだらうと思ひます。市町村は有難いけれども困るだらうと思ひます。

○岡本健祐君 大臣は参りますか。

○委員長(吉川末次郎君) 今参議院に大蔵省関係の議案が緊急上程されたので、それを済まして来ると言つておりますから、暫くお待ちを願ひたいと思ひます。他に御質疑ございせんか。質疑がなければ在外同胞引揚問題に關する特別委員会の委員長の矢野西雄君より特に發言の御要求がありますので、この際許可いたします。

○委員外議員(矢野西雄君) 發言として頂きまして有難うございします。只今政府委員から私がお願いを申し上げたいと思ひましたことについて實は御説明がありましたので、或いはこれは屋上屋を重ねるの弊に陥るかと思ひますが、率直に申し上げますと、大臣にしてみても他の政府委員の方がこれでお仰しやつたことでも實は必ずしもそれが行われなかつたことしばしばありま

實は一昨々日特別委員会の者は東京を中心とした引揚者の一時寮並びに定着してあります各寮をお見舞し、又視察をさせて頂きました。實に言葉に絶する窮状でございました。例へば新聞にもよく報道されましたあの國分寺の寮の如き、それは何千坪という建物と、それから何十萬坪という、總計六十萬坪はありますが、土地がそのまゝになつております。こんな一つの建物を與えられておるところの引揚者は、全く窓もございせん。

私動亂の満洲で、あの掠奪の後の倉庫の中に多くの、北安その他北方から、或いは東邊道から避難して来た諸君を收容したことがありますが、恰もその動亂の最中の奉天の一時收容所の如き慘憺たる姿でございします。三田の寮の如き、その光線の下舎から、湿度の關係から、遊ば所一つも持たない子供たちの保健の立場から考へて見まして、同じこの敗戦後の日本に生を費みな

ら、かくも隔たりの多いかを考へたら、實にその晩私は御頭御飯も食べられないうらいでございします。私事を申し上げて恐縮でございしますが、矢野の次男は遠くウタライナにおいてドロシーゴフの病院で亡くなりましたのを知りましたが、これは國家から頂くのは恐らく葬式料四十圓でございします。過般の水害において公務員が亡くなつたのは一時金として十數萬圓貰つておる。(二十萬圓貰つた)と呼ぶ者あり) こういうことを考へたときに、或いは又戦災を受けた人々が一年間免税を受けたのに、全く裸のままで還つて来た引揚者はなんらの免税という恩典にも浴しない。一昨々日でありましたか、皆さんが御審議下さいました

地方税の改正法律案が通過して、更に只今御審議中と聞きましたこの住民税は、やはり等しく引揚者に對してもこれは課税されるのでございします。引揚者約六百萬、その兩親、子供、兄弟、從兄弟總計しますと約三十萬と思つております。この人々が祖國に還つた喜びと肉親に合つた喜びに奮いながら、民主日本の建設のために協力してくれずならば、必ずや社會黨の現首班内閣が唱へる一つの高度民主主義の國家が建設せられるでありませう

が、逆にこの諸君がいよいよ生活に窮して最前お話申しましたところの國分寺の寮の寮長が申しましたのに、ちよつとした注意が私共が足らなかつたために一家五人全部が飢え死をしてゐるのです、ついでこの間、こういう現實に直面いたしましたときに、戰爭犠牲の公正なる負擔こそ民主日本建設のこれは第一義的な原則であらねばならんと、思ひました。有らゆる面から見まして、過般に私達が審議いたしました失業手當法案に失業業者中の失業者は二年半強制労働に服して歸つて来てあの港に上陸したあの失業業者中の失業者と私

は思ひますのに拘らず、あの手當法案の恩典に浴することは断じてできません。私はその際労働大臣に對して何らかの處置に出る言葉を本會議においでと與えられて引揚げて来ておるところの諸君に對しては何らかの光明を與えて頂きたいといふことを申しましたのに對しまして、労働大臣は本會議席上において、御承知の如く言明を與えてくれました。驚くばこの法案は同じ我が日本の兄弟の公務員諸君の何か恐らく手當か何かに充當されるでありませう。その公務員諸君の生活の困難で

あることも私は十分存じておりますから、皆さまで構成ある委員會の方でこの改正法律案を御可決になつて然るべきと存じます。而かもその御可決になりましたその法律においては是非とも引揚者は、勿論初めから引揚げて来た全部とは申しません。何か適當に當局においては立案せられまして、是非生活に困難しておるこの引揚者諸君に對して免税の恩典を、而も寛大に與えて頂くような確實なる措置をこの機會にお願いすると共に、又委員長初め各位の委員皆さまで私のこのお願いに對して是非御支持願ひますように貴い御時間をお願いいたします次第であります。何分ともよろしく御願ひいたします。

○政府委員(林敬三君) 今のお話に對しまして、政府としての所見を申し上げたいと思ひます。言語に絶する引揚者の窮状、又御苦勞といふことに對しましての今の引揚委員長からのお話は私は心から涙を以て拜承いたしました。誠に大きなこれは社會問題であることは全く御同感でございます。この税の問題について申しますと、引揚げられた方の中で普通人と同様の暮しの立つ方については、やはりこれは課税の對象になるのもいたし方ないと存じますが、暮しの立たない方、暮しの極めて困難な方、こういう方々については當然免税の措置をとるべきものだと存じます。それで現在の税法によりますと、公私の生活についての補助又は救助を受ける者は法律上當然課税をしないといふことになつております。これはまあ法理論でありまして、そういふことになつておりますが、私共の僅かな極く乏しい經濟から見まして、な

かなかこの生活保護を受けるということとは、受ける人よりもつと暮しが低くなつてもそれ／＼の／＼の従来からの觀念があつて受け難いものであります。従つて生活保護を受けてなくとも實は受けておる人以上に苦しいといふ人も相當あることを私も認めるわけでありませう。それらについてはそれ／＼各自治團體の條例でそれらの人にまで劃一平等的な課税をすることのないように十分の、施行に當りましては注意を促したいと存じます。單に口頭だけでは聴き落すこともあると存じますので、これは内務省からの通牒にいたしまして、書面を以て出すと共に、これが實施についての會議については必ずさうなことを周知徹底するように努力いたしまして、引揚者の方々の生活に困つておる者に對して無理な課税や不公平な課税のないように私共としても責任をもつて最善の努力をいたしたいと存じております。内務省は御承知のように、今月一ぱいで解體されました、それから後は又責任者も變はることを存じますが、必ずこれは引揚者をいたしまして、その／＼の／＼の／＼の過りなきを期して参りたいと思ひますから、御了承を頂きたいと思ひます。

○岡元義人君 今の地方局長の御説明で非常によく分りましたのでございしますが、今までの經驗から一言これに對しまして意見を述べさせて頂きたいと存じます。というのは生活の困難程度といふものをば、地方個々に調査いたしまして、そしてこれを地方議會によつて決定して行くといふことは勿論これは民主的な一番よい方法であるといふことは私共合意できるのであ

あることも私は十分存じておりますから、皆さまで構成ある委員會の方でこの改正法律案を御可決になつて然るべきと存じます。而かもその御可決になりましたその法律においては是非とも引揚者は、勿論初めから引揚げて来た全部とは申しません。何か適當に當局においては立案せられまして、是非生活に困難しておるこの引揚者諸君に對して免税の恩典を、而も寛大に與えて頂くような確實なる措置をこの機會にお願いすると共に、又委員長初め各位の委員皆さまで私のこのお願いに對して是非御支持願ひますように貴い御時間をお願いいたします次第であります。何分ともよろしく御願ひいたします。

○政府委員(林敬三君) 今のお話に對しまして、政府としての所見を申し上げたいと思ひます。言語に絶する引揚者の窮状、又御苦勞といふことに對しましての今の引揚委員長からのお話は私は心から涙を以て拜承いたしました。誠に大きなこれは社會問題であることは全く御同感でございます。この税の問題について申しますと、引揚げられた方の中で普通人と同様の暮しの立つ方については、やはりこれは課税の對象になるのもいたし方ないと存じますが、暮しの立たない方、暮しの極めて困難な方、こういう方々については當然免税の措置をとるべきものだと存じます。それで現在の税法によりますと、公私の生活についての補助又は救助を受ける者は法律上當然課税をしないといふことになつております。これはまあ法理論でありまして、そういふことになつておりますが、私共の僅かな極く乏しい經濟から見まして、な

が心細く感じますので、私の衷情を披
瀝する次第であります。
恩典にも浴しない。一昨々日でありま
したか、皆さんが御審議下さいました
く手當か何かに充當されるでありまし
よう。その公務員諸君の生活の困難で
うことになつておりますが、私共の僅か
な極く乏しい経済から見しても、な

ります。併しながらこの問題は實際に
行われる際におきまして、この國會の
案そのものがどうあるべきか、い
わゆるそういうような犠牲者達の中か
ら選舉された一つの議員というものが
が、敢ておいて優勢でありましたなら
ば、これは問題別であります。併し
ながら地方公共團體の議會の構成はま
だまだこの域に達してないものであり
ます。それで少數意見で以て殆どすべ
てが敗れて行くのであります。ここに
おきまして、今申しましたように、十分
分つておるものはそういうような處置
を取るというこの通議を出されるに
おきましては、寧ろ千圓で歸つて来た
者はこれは千圓で歸つて来た者であ
りまして、これを一年半でも二年でも
長く、歸つて来てからどうやら生計を立
てることのできておる者と區別する
ということもなか／＼困難だと思つて
あります。それでむしろそういう温か
い處置というものは、その氣持が徹底
しておれば一番効果が大きいと思いま
すので、何年何月から以來歸つて来た
者は、これだけは除外するといふよう
なふうに、この通議をしてはつきりさ
して頂く。でなければ到底今申し上げ
ましたように政府の親心は末端まで
は徹底し得ない。こういうことをば申
し上げたい。私も、地方局長も先日ま
で地方におられて事情もよく分つてお
られましようが、私自身自分が引揚げ
て参りまして、私の経験というものが地
方の隅から隅までこういう問題で今ま
で闘つて来た男であります。ここで理
論的に物が解決できても、實際には解
決できない。その實情を體驗して来て
おる男がここで申しておるのでありま
すから、私の意のあるところをお酌み取

り願ひまして、十分參酌して頂きたい
と思ひます。
○阿竹繁次郎君 住民税の質問が續い
ておるようであります。百分の五十
まで制限外の途が開けておるのです
が、それがまだ行つておらん所が多
い。然るにこの度のような膨大な増額
をする。増額の制限外課税の許可を受
けても足りない。ときには制限を上げ
るといふならば止むを得ませんが、餘
裕のあるのに大幅の引上げをやるので
ありますから、そこで地方におきまし
ては去年税制が大分變りまして、御承
知の通り今まで制限を受けていたもの
が、徹底的にされたものが大分ある。不
動産取得税、或いは電柱税を除くもの
には地方自治體で自由に増額すること
ができる途が開けておる。又地租、家
屋税附加税についても引上げすること
も考えられる。住民税を引上げれば、
他の税金で苦勞せんと直ぐ住民税へ飛
んでしまふだらうと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 御承知のよ
うに制限外と申しますものは大體豫め
劃一的に豫想し得ない需要に應ずるた
めの非常の措置であります。今度の分
は誠に止むを得ないところであります
けれども、やはり全般的に豫想し得る
一應の財源措置になつて参るものでご
ざいますから、それからかような改正を
いたしましたわけでございます。それで確
かに平均額を上げるのでございますか
ら、その枠が廣くなつて参るのでござ
います。今までの経理状況から見れ
ば各自治體とも更に五割を上げるより
途はなかつたと存じますし、殊に豫め
財政需要のあるところ、或いは他にや
りくりがつかないようなところについ
てそういうことが行われていたと思わ

れます。それで今度のはそのところ
はいわゆる豫期される官吏に對して一
ヶ月出しますと、公吏に對しても同
じ……殆ど机を並べてやつておる者で
あつて、これについてもやはり二・八
ヶ月分だけ出さなければならぬ。と
ころが一ヶ月分だけ取敢えずというよ
うな状態でもございまして、さうなこ
とが豫期せられまして、それでさう
いう現在の財政需要の状態になつて來
ますと、それに關する財源措置といふ
ものもやはりおのずから枠を擴げて行
かなければならぬといふことに相成
つたわけでございます。その間のと
ころ御了承をお願いしたいと思ひま
す。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
がなければ、地方税法の一部を改正す
る法律案につきましては、大蔵大臣の
出席を求めまして向續行いたしたいと
思ひますが、大蔵大臣は參議院の本會
議に列席中でありまして、暫くこの
地方税法の一部を改正する法律案の審
議は中止することといたします。後刻
更に改めて審議を續行することにした
しまして、引續いて審議法案の審議を
いたします。

昨日衆議院より回付されて参りまし
た修正事項につきましては、衆議院で修
正しました修正事項に關連いたしまし
て、一應政府當局より説明を概略願う
こととしたいと思います。

○説明員(加藤陽三君) 警察法案につ
きまして衆議院の方で御修正になりま
した點は、字句の整理に類する事項が
多いのでございまして、ただ都道府縣
公安委員の解職請求に關する規定を中
心といたしました修正でございます。
大體この衆議院の修正は參議院の當委

員會の御意見を參考とせられまして作
成せられたものでございまして、當委
員會の修正とこの衆議院の修正と喰ひ
違つております點は、第五條第三項の
規定、即ちこれは國家公安委員會の委
員の任免につきまして兩議院の同意を
要することになつておりますが、この
同意につきましては、「衆議院が同意
して參議院が同意しない場合において
は、日本國憲法第六十七條第二項の場
合の例により、衆議院の同意を以て兩
議院の同意とする。」という原案がご
ざいます。この原案は國家公安委員の
任免の場合につきましても同様の規定
が第八條にあるのでございしますが、參
議院側の當委員會の御意見であります
この修正に關する事項は、衆議院の方
で採用せられなかつたのでございま
す。それ以外の事項につきましては全
然當委員會の修正意見の通り、衆議院の
方で修正に相成つたものであります。

○委員(吉川末次郎君) 只今の内務
省企畫課長の御説明で大體御了承を得
たことと思ひます。要するにかねて本
委員會におきまして、いろいろ御意見
のお纏めを願ひました政府原案に對す
る當委員會の修正意見は、衆議院は第
五條第三項及び第八條第四項の衆議院
と參議院との國家公安委員の任免に關
する條項を除く他は全部その中に
加つて、それが全部法文化されておる
といふところの政府當局より説明が
あつたわけでありまして、御了承を得
たと存じております。

○岡本愛祐君 ちよつと質問したいこ
とがございますが、この衆議院の方の
修正について伺いたいのですが、「第
二條に第三項として次の一項を加え
る。」という所に、且つこれに限定せ
られるもの、「これに」といふのは何
ですか。

○政府委員(久山秀雄君) 「經濟法令
に關する違反を含むものであり且つこ
れに限定せられるものではない。」と
いうことでもあります。

○岡本愛祐君 そういふ意味じゃない
のじゃないでしょうか。これに限定さ
れるものじゃないでしょうか。……こ
こに列記してある、ここにすつと列記
して來まして、この法律にいう犯罪と
はこれも含むものであり、以上六號に
掲げたものに限定されるものでもない
といふふうにとれますが。

○政府委員(久山秀雄君) いやさうで
はないのであります。經濟法令に關
する違反といふものが、いろいろこの
法律にいわゆる犯罪の中には入らな
いのだといふふうな誤解と申しますか、
御説が非常にあるので、それはさうで
ないのだ、こゝでいう犯罪には、經濟
法令に關する違反も入つておるのであ
る。従つてその經濟法令に關する違反
を含むものであるといふだけで、實は
いいのでありますけれども、さういた
しますと、經濟法令だけを含んでお
る。それ以外のものは含まないのだ、
こゝにいうふうになりますと、一應この
犯罪に含む法令違反を各法律について
書き上げなければいけないといふ誤解
を生ずる虞れもありますので、經濟法
令に關する違反も當然この法律に言う
犯罪の中に入つておるのだ、併し經濟
法令違反それだけを言うのではない。
勿論一般に廣く法令違反を言うのであ
る。こゝにいう意味なのであります。

○岡本愛祐君 その次に伺ふのは、第
二十四條の但し、「ここに書いてあ
ります。但し、同法第八十六條第一項

中「その總数の三分の一以上の者」とある方がよいのだと思ひます

が、その點を尋ねます。

○説明員(加藤陽三君) 一これは附則第七條の第二項に、都道府縣の吏員が國家地方警察の職員になりました場合の恩給法の適用について、當該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職期間に算入する」と書いてあります。恩給法の規定の上におきまして、これに一定の意味を持たせておるのであります。恩給法はこれ以外につきましても全部適用することになりますので、恩給法の規定に合した方がよいと思つて、かように規定したのであります。

○説明員(加藤陽三君) 只今岡本委員から御指摘になりました二十四條第二項に追加した條文でございますが、これは御指摘の通り、八十六條の選舉權を有する者、當該都道府縣國家地方警察の管轄區域内に於て選舉權を有する者は、と讀み替へるものとする、そういう方が正しいのじやないかと思ひますが、その點を一つ伺つて置きます。

○説明員(加藤陽三君) 只今岡本委員から御指摘になりました二十四條第二項に追加した條文でございますが、これは御指摘の通り、八十六條の選舉權を有する者、當該都道府縣國家地方警察の管轄區域内に於て選舉權を有する者」と、この規定いたしました方が正確であり、且つはつきりしたと思ひます。ただ併し、この現在の修正の條文でも同様な意味に解せられないことはないと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑はございませんか。

○岡本委員(岡本君) 附則第七條の第一項にありますが、「この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、その市町村警察の職員としての在職期間はこれを公務員としての在職期間に算入する」とあるのですが、これはこの原案の調子に合せず、在職期間に算入する」といふ方がよいと思ひます。又年となれば、それじや總数の月はどうなるかといふ問題が起ります。「期間」があればやはり總數に算入して計算する。そういうことになりましますから、これも「期

間」とある方がよいのだと思ひます

が、その點を尋ねます。

○説明員(加藤陽三君) 一これは附則第七條の第二項に、都道府縣の吏員が國家地方警察の職員になりました場合の恩給法の適用について、當該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職期間に算入する」と書いてあります。恩給法の規定の上におきまして、これに一定の意味を持たせておるのであります。恩給法はこれ以外につきましても全部適用することになりますので、恩給法の規定に合した方がよいと思つて、かように規定したのであります。

○説明員(加藤陽三君) 只今岡本委員から御指摘になりました二十四條第二項に追加した條文でございますが、これは御指摘の通り、八十六條の選舉權を有する者、當該都道府縣國家地方警察の管轄區域内に於て選舉權を有する者」と、この規定いたしました方が正確であり、且つはつきりしたと思ひます。ただ併し、この現在の修正の條文でも同様な意味に解せられないことはないと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑はございませんか。

○岡本委員(岡本君) 附則第七條の第一項にありますが、「この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、その市町村警察の職員としての在職期間はこれを公務員としての在職期間に算入する」とあるのですが、これはこの原案の調子に合せず、在職期間に算入する」といふ方がよいと思ひます。又年となれば、それじや總数の月はどうなるかといふ問題が起ります。「期間」があればやはり總數に算入して計算する。そういうことになりましますから、これも「期

間」とある方がよいのだと思ひます

が、その點を尋ねます。

○説明員(加藤陽三君) 一これは附則第七條の第二項に、都道府縣の吏員が國家地方警察の職員になりました場合の恩給法の適用について、當該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職期間に算入する」と書いてあります。恩給法の規定の上におきまして、これに一定の意味を持たせておるのであります。恩給法はこれ以外につきましても全部適用することになりますので、恩給法の規定に合した方がよいと思つて、かように規定したのであります。

○説明員(加藤陽三君) 只今岡本委員から御指摘になりました二十四條第二項に追加した條文でございますが、これは御指摘の通り、八十六條の選舉權を有する者、當該都道府縣國家地方警察の管轄區域内に於て選舉權を有する者」と、この規定いたしました方が正確であり、且つはつきりしたと思ひます。ただ併し、この現在の修正の條文でも同様な意味に解せられないことはないと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑はございませんか。

質を一つ願ひたいと思ひます。

○岡元義人君 大蔵大臣にお伺ひいたしますが、實はこの地方税法の一部を改正する法律案は、二日程前に參議院を通過したばかりなのであります。そこへ持つて来て而も倍額にこの最高額を引上げるということが、どれだけ大きな影響を與えるかといふことは、十分お考えになつておられるのであります。又この法案の重大性といふことも十分御承知であつたと思ひます。然るに大臣は、今日の新聞で見ますと、すでにこれは國會を通過したかのごとき感と與へることを、誠に遺憾とされておられるのであります。誠に我々としては遺憾に思ひますが、誠に非常な大いのであります。特に大蔵大臣に申し上げたいのは、先程大蔵大臣は、私からいろいろ昭和十四年の法律第三十九號の件につきましてお尋ねしましたときも、いわゆる一般職災害、一般優遇その他による被害を受けた者でも、免稅の特典が與へられておられるに拘わらず、一般引揚者その他に對してはこれに對する特典も與へられておられないといふことを申し上げて、一般引揚者その他も當然この法律第三十九號によつて同じ精神の下に適用を受けるべきであるといふようなことをお話ししたのであります。その際大蔵大臣は、非常に困難な問題があつて、できないといふことをお話しされたのであります。尙この際どういふような高い額を決められるに當りまして、この性質が住民税となつておられるので、この住民税は地方々々によつて裁定するとお申しますもの、實際はこれが行使されるにおきましては、誰彼の内容

敵なく、十月一日現在を以つて課税されるということは必定であります。又その額においても相當加重されるということは、十分地方によつて裁定されるところと思はれるのであります。併し、今今この性質が十六億四千萬圓といふ、今今つぱ詰つた地方公吏の、いわゆる中務委の裁定によるところの一ヶ月分を捻出するために設けられる法案であるといふことを考えて見ますと、これと與へるところの影響が誠に大きい。彼ら犠牲者たちはどういふことを言つたかと申しますと、ストライキが、労働攻勢が盛んになりました本年の二月時分におきましては、我々はストライキを起すにも起す場所を持たないといふて歎いたのであります。然るに今この一ヶ月分の公吏の、いわゆる中務委裁定によるところの増額金を渡すといふことになりますと、これらの犠牲者たちに對する精神的打撃といふことをば、大蔵大臣はどのくらい考慮されておられるか。それが日本の將來に對しまして、禍根を残すことがないかといふことをばお考えになつておられるかといふことをお伺ひしたのであります。

それが一點と、それから先程申し上げましたように、新聞紙上に發表されておる問題であります。尙くも二日前に通過いたしました、これをば審議するといふのが又二日しかないものであります。國民は全く國會の權威そのものを疑うといふような状態にあると思ひます。大臣が發表されるにおいては、我々といひましては最も遺憾に思ひますので、この點大臣のお氣持を伺ひまし

て頂きたいと思ひます。

○國務大臣(栗橋烈夫君) この新聞は今見たのでございませうけれども、これは實は昨日參議院が先議權があるものでございまして、衆議院に今度のこの一般の特別手當の豫算を出しますと同時に、この地方税の改正についての委員會と、二つの委員會があつたわけでありまして、その方針を、この公吏についてはどうするかという質問が出ておるわけでありまして、官吏と公吏を別々にしてはいけません。そうして公吏といふ者は、財政窮乏のときであるから、どういふ方法をとるかという説明を求められたのであります。議場で説明するといふのはこれは當然であり、したのであります。ただ新聞記者が、どういふ記事を書いたかといふことは、これは私責任は負いませうけれども、實は本日はこへ罷り出て、その趣意を詳しく申し上げたいと思つた次第でございまして、ちよつと速記を止めて頂きます。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止めて。

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め

○岡元義人君 二、三日前に裁定されましたけれども、それが倍額となるというのであります。これは百二十圓と八十圓といふものは而も税金である住民税という點に鑑みまして、相當の額といふものに對してはその性質から慎重に検討されなければならぬ性質のものであつたのであります。これを一躍二日経つて今日倍額に引上げる、そういうことは先に通過させましたところの百二十圓と八十圓といふものが國會

分といひますと、それが地方の負擔

といふような點については、今この内

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

○岡元義人君 簡單ですが、同じ

やはり端数に計算して計算する。そう
いうことになりすから、これも「期
して、特に大臣の出席を要求せられま
したので、大蔵大臣に對して改めて御
行儀されるにおきましては、誰彼の容
といはしますものの、實際はこれが
ので、この點大臣のお氣持を伺わさし
いうことは先に通過させましたところ
の百二十圓と八十圓というものが國會

は一體どういふ氣持でこれを検討し
たといふことを國民に問われまして、
我々は何と答えていいかこの點でござ
います。これは恐らくいふ／＼我々と
いたしましてはその筋の事情もあり
ましようから、この程度で了承がつく
のでありますが、苟くもこれは一般大
衆の頭に直ぐかかつて行く大きな問題
でございます。そして大蔵大臣も地
方財源は潤滑しておると仰つしやいま
したが、全くその通りでありまして
六・三制の問題にいたしましてはも
ゆる問題で地方財源はもうこれ以
上恐らく出せない、先に政府委員が平
均に割當てますと八十圓平均になるか
も分らんと仰しやいました、併しな
がら寄付に關ぐに寄付、又この六・三
制の問題について我々頭を痛めておる
のであります。そういう際にそういう
大衆課税の引上で以てそうして公吏の
いわゆる給料に充當さして行くといふ
ことは私は相當衝擊を與えるといふこ
とを繰返して申上げたのであります
。従つてこの公吏の中務委員の裁定に
よつて決りました一ヶ月の金を出す
といふことに對しては毫も反對するも
のではないのであります。ただその財源
の振り向け方がどういふことで振り向
けられるといふことは最も遺憾だと思
うのであります。この點我々議員の
立場を考へて頂きましたならば何とか
これはどういふ方法ではいけないので
はないかといふことを私大臣もお考へ
になるのではないかと思ふのでありま
すが、更に一つ私たちの立場をどうい
う意味でお考へになつておるかといふ
ことをお考へ願ひたいと思ひます。
○國務大臣(栗橋親夫君) 大蔵大臣と
いたしましては皆縁と同じようない

ろい考へを持つておるのでありまし
て、併し地方財政の現状におきまして
は、これをいたすより外に方法がない
のであります。そこで今回は先程の特
例は止むを得ない仕儀としてかように
致した次第でございます。他に借入金
の途、借入金といふことは更に負擔を
重くさしますし、そして利息を伴う
金といふことになりす、いよ／＼
苦しめることになりす。他に財源、
その他の方の適當なるものが見出し得
られますならば、尙考へられるので
ありますけれども、それもないといふ
ような現状でございます。一面にお
きましては、この前の改正は、大體九
月の初め、或いは八月の末頃の大體狀
況に應じて、長く衆議院に出ておつた
ような次第であります。實はこの問題
がもう少し前に解決いたしましたれば、
適當なる處理をお願いも、衆議院の方
でもできた、従つて衆議院の方におき
ましても、地理的に考へてもいかにも
無理だといふような點をなくすること
もできたと思ふのであります。何とも
いたし方がない短かい期間に差迫られ
た次第であります。そこで止むを得
ず他の方法もなし、これを先程申上
げますように決めた次第でございます
。

○岡本鑒祐君 先程中井委員から地方
局長にお尋ねになりましたことにつ
いて私もお尋ねしたいと思つておりま
したことです。大蔵大臣におきいで
になりましたから、大蔵大臣にお考へ
願ひたいと思ふのであります。中務委
の裁定では二ヶ月八分、それで今度一
ヶ月分だけ取敢えず出して、十八
億の中を十六億、というふうになるの
であります。今度、後残りの一ヶ月八
分といはしますと、それが地方の負擔
が三十三億餘になるだろうと思ひま
す。これに對しましてはどういふふう
にお考へになつておりますか、又この
府縣民税、市町村民税の値上げによる
といふことになつては、今岡元委員
からお話のありましたようなことに輪
をかけて行くようなことでありすか
ら、これに對してどのようにお考へに
なつておりますか。
○國務大臣(栗橋親夫君) この二・八
の中務委員の裁定については、政府は能
う限りの尊重をいたしたい、こう考
へてはいる次第であります。只今その筋
とも交渉をいたしまして、殘部につ
いてはどういふふうになるか、未だ決定
を見ない次第であります。政府は成
べく速かにこれを決定しようと思つた
を續けておるような次第であります。
尙その財源につきましてでありす
が、これは官吏につきまして、一般
會計で今に至るに至る關係上、一
月分は賄ひましたのであります。殘部
については、これは到底一般會計では
賄へない點が多々あるものでありま
し、これは特別會計、その他について
も、十分節約といふようなことをいた
してこれを賄ひざるを得ないような立
場になるのであります。その邊も
只今頻りと交渉をいたしておるよう
な次第であります。一番問題は、この間
の地方長官會議でも赤澤に申上げた
のであります。この公吏についてで
あります。公吏の殘部をどうするかとい
ふ點については、最も内務當局にお
いて一番御心配であり、大蔵省にいたし
まして、一般國庫からこれを補助す
るというふうな餘地は殆どないのであ
りまして、そこで公吏をいかにする

といふような點については、今この内
閣におきましては尙考究を續けている
のであります。而もその筋の交渉
も、まだこの點については交渉をして
おりますけれども、具體的に至つてお
らんような次第であります。それで今
後の問題として、地方財政のその
他の出費、その他等も考へまして、ど
うしても節約されるとき同時に、何か根
本的手に觸れて行かなければ、これ
はなか／＼できないのじやないかとい
ふような問題までも考へ、頻りと大蔵
省、内務省でも考究を重ねておるよう
な次第でございます。
○岡元義人君 これは特に委員長にお
願ひ申上げるのでありますが、今まで
大蔵大臣の、私の質問に對しまして、
いくら質問いたしまして、あれ以上
のなにも出ない、こういう場合に思
われるのであります。併しながら只今
質問の中にありました通りにこの法案
がついて二、三日前に衆議院で通過した
ばかりでございますし、各派、各政黨
におきましていろいろ／＼見解もあるだ
ろうと思ふのであります。尙中務委員
の裁定によつてこれを急遽提出しなけ
ればならないといふようなところから
これが出て來ておりますし、一應眞剣に
これは検討しなければならん、而も日
には後二日しかないと云ふ状態なん
であります。できましてはならば、今
日一日猶豫を與えて頂きます、明日
この採決まで持つて行つて頂きたい、
一日だけの猶豫を頂きたいといふこと
を委員長にお願ひしたいのでありま
す。
○委員長(吉川末次郎君) 大蔵大臣に
この際御質疑になる方はございせん
か。

○阿竹廣次郎君 簡單ですが、同じこ
とを、こんな派生的なことで發言して
時間を取つては濟みませんが、大蔵大
臣は、新聞に書いておることは、俺は
新聞記事は知らんといふと、そうする
と新聞は無責任なことになる。これよ
りも大臣は先へ進むので、言葉が過ぎ
たのじやありませんか。(笑聲)もう少
し今後はゆつくりして貰つて、落着か
れたら、こんな問題は起らなかつた。
もう少しゆつくりして頂きたいとい
うことを願ひして、この質問を打ち切
たいと思ひます。
○國務大臣(栗橋親夫君) この新聞を
見まして、六日の衆議院豫算委員會
の記事がこう書つてあるものでありま
して、その質問を受け、殆ど二時間以
上も／＼したのであります。それで
それからどういふふうな記事になつたの
で、決まつたといふふうな記事にな
ります。その邊は悪しからず御承
を願ひたいと思ふのであります。
○鈴木直人君 これに直接關係があり
ませんが、只今大蔵大臣のお話にあ
りましたので、關連してこの際特にお
願ひして置きたいのは、先般地方財政
委員會ができました、その地方財政委
員會を審議する最中において、大方の
委員から、この地方財政委員會がで
きまして、これは地方税と國税との配
分をどうするかといふことが根本的な
問題になつて來る、その際に、大蔵當
局が余程、只今のお話によつて非常
によく分りました、余程地方に財源を
與えるといふような考へ方を強く持つ
て頂くことが必要であるから、その點
が最も根本であるといふことでありま
した。只今大蔵大臣がそのようなお話

を積極的にお話し頂きましたので、非常に心強く我々地方財政委員会を通したところのものとして思つておるわけでありまして、この地方税法が今こういふふうにして暫定的に變りますれば、將來は根本的なものができると思つておりますけれども、その點について特に一つ力を注がれたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖勉夫君) 今の御要請に對して一言お答えをいたして置きたいと思つております。實は昨年、私、この税制調査會の委員の末席を汚したのであります。その際にも、この地方税と中央税との分け方、地方自治といふものの行き方、こゝういふものにつきましても相當に議論を戦わし、そして結局は今の税制のうちに一應相成つたわけでありまして、そのときにもかたゞ地方の税制についても、別途に委員會がありまして、その委員兩方とも長いことの會合をし、そして今の原案を作つたような次第でございます。併しこれは私どものその當時に考へました理想の一部が實現したものでありまして、全部とはまだ行かないわけでありまして、殊に地方の財政も中央の財政も、どちらも赤字の苦しい立場にありますので、その均衡を得さすといふようなことにつきましても、この理想に直接に飛込むことができないで、經過的に今日に至つたと思つております。尙これは本當の地方財政、中央の財政、殊に税の確立というやうなことは尙相當の年月を重ねて除々にやつて行かないといふかと思つておりますが、地方の自治を認める以上は、地方の財政についても、獨立の財政ができるということではなければなり

ません。又中央においても同様でありますから、今御要請になりました趣旨の點は十分私承つておきたいと思つ次第でございます。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑ございせんか。只今岡元義人委員から私に對しても御要請があつたのであります。この法律案につきましても、前に通過いたしました地方税法の一部を改正する法律案の委員會が可決確定いたしましたして、本會議にそれが回付される途中の期間におきまして、當局から以前提出されました法案を參議院において修正して、そして只今御審議を願つております法律案の内容を、その中に盛り込むようにして貰いたいといふやうな要求が初めあつたのでございまして、議事手續に關しまする、いろ／＼な法令との關係上、やはり二本の法律案にして、參議院に提出して貰ふようにしなければならぬという結論になりました。今日この法案の御審議を願つておるやうな結果なんでは十分私にも了解できるのでございまして、御承知のように會期も餘すところ二日しかないのでございまして、若し御反對がなければ本日直ちに討論採決の過程に入りたいと思つておるのでございますが、如何でございませうか。このように取計らいましてよろしうございませうか。

く、ということも考慮しなければなりませんし、そういう點もあつたのでございまして、一日餘程を頂きたいと申したのであります。

もう一つは實際問題といたしまして、外の議員の方は恐らく知らん方が澤山あると思ひます。昨日追加通過したばかりで、又こゝういふことになつて、一應各政黨においても了解を求めておく必要があるじやないかと考へておるのではありませんが、皆さんも明日でも間に合ひじやないかと思ひますが、如何でしやう。

○委員長(吉川末次郎君) 岡元さんが御要求になつておるやうな點は、内務當局の方でも個人的にいろ／＼御満足ができるやう、御折衝申上げたいといふやうに言つておるのでございまして、大體そのやうなことで御了承願ひませんか。

○岡元義人君 はいよく分りました。それで質疑を打ち切られて、直ちに討論に移りたいと存じます。それでは地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。賛否の意見を先ず明確にして頂きます。御意見の御開陳を願ひたいと思ひます。

○黒川武雄君 私はこの案に賛成いたします。ただ將來とも官吏の待遇改善のために、その財源を大衆課税に求めるといふことを、極力避けられたいといふことを政府當局に切望いたします。この案に賛成いたしますのでござい

ます。

○岡元義人君 私も賛成はいたしました。併し先程來賓にこの點において申上げましたやうに、第一點は特にこの法律案が通過いたしましたならば、戰爭犠牲者たちに對する課税が、先程來述べられましたやうな、單に地方に委しおくといふのじやなくて、一應政府當局におかれまして、萬全を期して、そしてこの犠牲者たちがこゝういふ大きな負擔に堪えられないといふことがないようにして頂きたいといふことをくれ／＼も強くお願いしておきたいと思つております。

それから第二點は突發的な事情にせよ、昔くも國會といふものがある以上、この二日前に通過させておきなうら、又この次の議會でも、こゝういふのでありますならば、我々は無條件で承はしたものでありますけれども、誰が考へても非常に不思議に思わなければならぬといふやうな行き方は、今後絶対に改めて頂きたい。今後絶対にこゝういふことはないうにして頂きたいといふことを、特にお願いいたします。この法案の通過に賛成するものであります。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御意見の御開陳ありませんか。

○阿竹繁次郎君 私は止むを得ませんから、賛成をいたしたいと思ひますが、税の本質から政府は度々地方に向つて訓令を以てこの前にも負擔の過重にならないやうに厳しめられておつた。然るにこんなに應大な増額をするのでありますから、この地方に政府の言つたことと變つて來た。この枠を定めますこととありますから、成るべく市町村が増額をせんとしうに十分の御指導を願ひたいといふことを希望いたします。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御意見はございせんか。他に御意見がございせんやうでございましてから直ちに

採決することにいたしましたと思ひます。只今議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に對しまして御賛成の方は御起立を願ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 議員起立を認めます。從つて本案はこゝに可決決定いたしました。つきましては、多分明日開かれると思つておりますが、本會議に委員長より報告いたします報告の内容につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。よろしうございませうか。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議がなければこゝうに取運びたいと存じます。御賛成の方は參議院規則によりまして御署名を願ひたいと思ひます。存じます。

○委員長(吉川末次郎君) 明日の何で委員長の方から、特に二、三日しかなかつた問題については各議員に十分納得の行くやうに、國會そのものが相當の問題で以て一般大衆からいろ／＼なふりに見られるだらうと思つておりますが、この點は十分一つ納得の行くやうに説明して頂くやうに特別お願いしておきます。

○委員長(吉川末次郎君) それでは引き続き警察法の審議に再び入ることにいたします。それではちよつと連記を止めて下さい。

(連記中止)

○委員長(吉川末次郎君) それじや連記を開始して下さい。警察法案の質疑がまだおありの方はこの際言つて頂きたいと思ひますが……

〔議事進行と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御質疑がな

○委員長(吉川末次郎君) よろしう

の委員會で、私が總理大臣に希望した

制度によつて十分に日本の治安が保た

事願が頻々として起つて來るのぢやな

は、地方の財政についても、獨立の財政ができるということではなければなら

ありますから、これを取上げるにつきまして條件は政府方から發表して頂

申上げましたように、第一點は特にこの法律案が通過いたしましたならば、

は「ごいせんか。他に御意見がございせんようでございますから直ちに

たいと思ひますが……。

「議事進行」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉川末次郎君) 御質疑がないようでありましたら……。

○鈴木直人君 私は一語だけにつきりしておきたいと思ひます。ちよつと二十二條の「政治的團體の役員」ということが、政府委員がどうもはつきりしなかつたのですから、その「役員」というものはどういふものによるか。例えば勅令の百一號の解釋による者がこの政治的團體の役員になることができないといふのか。この役員のはつきりした解釋をつけておいて頂きたいと思ひます。

○説明員(加藤三三君) この二十二條の「政治的團體の役員」につきましては一應國家公務員法にも書いてあるものであります。國家公務員法の方は明年の七月一日から施行されることになつておるので、確定的な解釋は決つておらないやうであります。警察法の方は直ちに實施に相成る見込でありますので、それで政府部内におきまして關係の向きと今相談しておるのであります。大體今決定しておりますところは、公職適否の審査の基準といたしまして、本年の四月に内閣總理大臣から關係官廳に對しまして、こゝういふものを公職適否の審査の基準とすると、各政黨について定めたものがございまして、自由黨については本部は何と何、それから支部におきましては支部長、顧問又は幹事長、社會黨についてはどうであるというふうに具體的に規定してあるものでございます。これを只今のところ「役員」の基準として採用して参りたい。それ以外の政治的團體につきましてはそれに準じて具體的に定めるというふうにしたいと考えております。

○委員長(吉川末次郎君) よろしうございませうか……。他に御質疑がないようでございますから直ちに討論に入りたいと思ひます。御意見のある方は賛否を明らかにして御發言を願ひたいと思ひます。

○羽生三三君 私はこの警察法案に賛成するといふことを前提に、自分の意見を申し上げます。

この警察法はいろいろ意味において新しい問題を含んでおられます。日本の現下の政治的、社會的な條件、並びに日本の現下の民主主義の發展の度合から見ますならば、この法案は恐らく他の國の法案を、或る程度他の國の警察法を參考にしたと思われる。この國の警察制度に見られるものと、或いは日本の現在のこの實情に照して見る警察制度との間には相當の相違はギャップがあると思ふのであります。この點はこの法案全體の運籌の上に極めて大きな影響を與える性質を含んでおると思ふのであります。それは今後の運籌の上において、十分補われなければならぬと思ふのであります。

今一つは、この法案が特に國家公安委員等におきましては、リコール制がまだ採用されておらずに、こゝういふたことは誠に遺憾であります。これらの點につきましては人選の際に、十分當該關係者が慎重を期さなければならぬと思ふのであります。尙又私はこの法案を運籌する上におきまして、恐らく國家地方警察と、自治體警察との間の關連制についていろいろ問題が起り、又治安上極めて懸念すべき事態が起らんとおぼしきと思ふのであります。併し要するにこの前

の委員會で、私が總理大臣に希望いたしましたように、結局日本の治安が最近特に紊れておるといふその根本原因は、戦争の影響から來ておる問題が最も顯著なる事例でありますので、結局政府當局が治安の紊れる原因となる問題を除去する、治安の障害になるような社會的な條件を政府が排す。この問題に努力しないといふと、この新らしく生れる警察法において、日本の治安を十分維持して行くといふことは私はなかなか困難だと思ひます。その意味におきまして、私はこの警察法には、法案そのものには勿論賛成はいたしますが、政府當局が飽くまでも問題の所在は、治安の混亂を惹起するやうな社會的、政治的、經濟的な條件を打破するにある。このことが飽くまでもこの警察法の根本精神として採入れられなければならないと思ふのであります。

以上私はこゝういふ氣持の上で、本法案に賛成するものであります。

○黒川武雄君 私もこの法案に賛成をいたします。ただ先般片山總理大臣が、或る一委員の質問に對しまして、この法案による警察制度によつて、國の治安は十分に保たれるといふことを御答辭になりましたけれども、それは平常時におきましては、或いは十分であるかも知れませんが、一旦國家非常事態に際しては、甚だ憂慮すべきことではないか。私はこの制度によつては甚だ不安がある。治安を十分に維持することはできない。こゝう私は思ふのであります。ただ私はこの法案に賛成します。將來國民の教養が高められ、そして防犯の思想が十分に普及いたしました。この法案による警察

制度によつて十分に日本の治安が保たれることを祈念してこの法案に賛成いたします。

○岡本榮祐君 私もこの警察法案に賛成をいたすものでございます。併しこれについて希望意見を述べたいと思ひます。

この警察法が從來の國家中央集權的の警察、いわゆる官僚警察から一躍いたしまして、徹底的に民主化をせられ、地方分權化せられたことにつきましては、その理想は非常に結構なところで新憲法の下正にかくなければならぬことでございます。その點についてはよく承知でき、賛意を表する次第であります。が、この一躍した新警察制度がその中に現下の状況におきまして、果してこの狙つております新警察の理想そのものを實現できるかどうかといふことは多大の疑問があるものであります。これは我々國民といたしましては相成めてこの缺點の出ないよう努力をしなければならぬのでござい

第一に新警察は自治體警察がむしろ中心でございまして、それが公共の秩序の維持、それから犯罪の豫防並びに追跡、犯罪の捜査、被疑者の逮捕等自治體警察が主となつてやらなければならぬのであります。ところがこの犯罪はだん／＼に全國的規模を以て行われて來つたやうなもので、又軍隊なき後におきまして、第三國人等に對しまして、この自治體警察におきましては執行が果してうまく行きますかどうか、この點非常に憂慮に堪へません。自分のこの第三國人の檢察は自分のところではあまりやりえないといふやうな

事態が頻々として起つて來るのぢやないかといふことを非常に心配するのであります。又國家地方警察と自治體警察又自治體警察間の連絡に非常な支障が起つて來るのぢやなからうか、従つて犯罪の檢察といふものが徹底的にできないのぢやないかといふ虞れを抱くのであります。

又もう一つはこの自治體警察自身におきまして、いわゆるボス警察に墮する虞れが多分出てくるのぢやなからうかといふことは、決して出て來てはならないことではあります。こゝういふことが起りやすい原因が潜んでおるやうに思ふのであります。それは先程も大蔵大臣から話がありました。地方の財政といふものは極端に枯渇をしてゐる。當分の間は從前通り國家から警察費の補助をせられますけれども、本來から言へば自治體で警察を賄つて行かなければならぬ。こゝういふことになりまして、果して十分なる警察の設備ができますかどうか、又警察官に對する待遇が非常に徹底して行われませんか、民間の寄附金を以ちましてこの警察の維持を計つて行かなければならぬといふやうなことになるはしないか。先日出して頂きました警察廳における警察關係の寄附金というものがまあ一年間に四千何百圓といふことになつております。こゝういふやうな寄附金はこれ以外にもいろいろあるだらうと思ひますが、こゝういふ寄附金が段々大きくなつて行きやしないか、寄附金を喜んで出す人の中にはその警察に投資をする、こゝうして自分が儲けたり、いろ／＼不正なことをして儲けたりする、その代價に寄附をいたしまして、こゝうしてその執

りますか、三ヶ月間にこれをば完了するということでございますが、大變な大仕事でございます。これは十分に政府當局におかれては萬全を期して、萬遺漏なきよう、あらゆる小さなところまで氣を配つてやつて頂きたい。でなければ到底これを三ヶ月間に完了するということとはむずかしいだらうと思われますので、この點指摘いたしましてこの法案に賛成する者であります。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御意見ございませんか……。只今御開陳を願ひました皆さんの意見は、原案、即ち政府提案を衆議院が修正いたしました衆議院よりの送付案に對する多數の御賛成の意見と、別に阿竹委員より修正の意見が提出されておるわけでございませう。それで只今よりその阿竹委員から修正意見が出ております修正案に

對しましての採決を先ずいたしたいと存じます。阿竹委員の修正の御意見は、第二十一條における國家地方警察の公安員の「任命」を、選舉によつてこれを決めることにしたいということと、それに關する法文をそれに附隨して修正しようというのが御意見であつたように思ふのでございますが、間違ひございませんか。

○阿竹警次郎君　そうでございます。

○委員長(吉川末次郎君)　それでは只今申上げましたような内容の、阿竹警次郎君の提案による修正案に御賛成の方は御起立を願います。

〔起立者少數〕

○委員長(吉川末次郎君)　少數と認めてまして、阿竹委員の修正案は否決と決

それでは次には警察法案原案につきまして、即ち政府提出案を衆議院が修

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841

強硬であります。この警察力の強硬については極力さようなことのない

れを公選にしたい。即ち任命を公選にして買いたい。理由は、真に適當な人

するところの整備その他については、改めて國會議員だけでも、當局は知

あります。それから後は鈴木理事の仰しやつたように受入態勢についてであ

それでは次には警察法案原案につきまして、即ち政府提出案を衆議院が修

正いたしました。衆議院より送付して参りました案を議題に供します。この案に御賛成の方の御起立をお願いします。

(起立者多数)

○委員長(吉川末次郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決決定いたしました。

つきましては度々申し上げておりますように、この委員会の審議の経過及び結果につきまして、本會議において報告いたします。委員長は口頭報告につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、よろしくごさいいますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めまして、さうに取運びたいと存じます。尙參議院規則に基きまして、御賛成の方の御署名をお願い申し上げます。

(多数意見者署名)

○委員長(吉川末次郎君) 尙ちよつと引續いて申上げたいことがあるのであります。警察法案の審議はこれで決定終結を告げたわけでございますが、本委員会におきまして、先般内務省解體後におけるところの、それに代るべき機構の調査、研究、立案等に関しまして小委員会を組織いたしました。中井委員を委員長としてよろしく審議を願つて来たのでございます。ところが參議院規則の第七十二條によりまして「委員会が、付託又は承認された事件について、審査又は調査を終えたときは、委員長は、報告書を作り、多数意見者の署名を附して、議院に提出しなければならぬ。」という規定がございます。この規定は同様に小委員会にも適用されるのでございます。

で、右の小委員会を先ずいかに處置するかということにつきまして、小委員会の委員長であります中井委員から一つ御報告を願いたいと思うのであります。

○中井光次君 只今議題となりました地方財政及び地方行政に関する調査について御報告いたします。

内務省解體に伴う行政措置の中、地方財政及び地方行政に関する調査立案を急務に必要あるに鑑み、本委員会は、去る十月十日議長の承認を得て地方財政及び地方行政に関する調査立案に着手し、十月十三日小委員九名、その委員長に不肖私が互選せられまして、數回に亘り慎重審議をなし、十六日には一應財政委員會設置法案の立案を完了いたしました。關係方面へ打合せいたすべき段階にまで至りましたところ、一方政府において提案の運びとなりましたので、右小委員会における立案は、最後の決定に至りませんでした。地方財政及び地方行政に関する小委員会は、解くべきものと決定いたしました次第であります。右御報告をいたします。

○委員長(吉川末次郎君) 只今小委員会の委員長中井理事より御報告になりました件は、皆さまの御承認を得たものとしたしましてよろしくごさいいますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) それではそのように解釋いたしたいと思います。○岡元義人君 途中で甚だ申譯ないのではありませんが、非常な時日も切迫いたしております。昨日地方自治法案の通過を見たのでありますけれども、あの中で、鹿児島縣の場合はどうして

も、昨日一日延期をいたしましたけれども、あれではできないのでございいます。これは何か、通常議會の當初におきまして、當委員會で特例を取つて頂くような方法をとつて頂きたいと思ひます。私鹿児島縣選出の議員といたしまして、非常に苦しい立場になつておるのであります。全然あれではやれないということをお報告申し上げて置く次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙本委員會を司法委員會との連合委員會の審議項目になつております議案の經濟警察官に関する法律であります。まだ司法委員長から公式に承つておりませんが、先程來の當局の話等と関連いたしました。審議未了に終るのではないかと思つておりますので、そのように併せて御了承願いたいと存じます。それでは今日はこれを以て散會いたします。

午後四時十三分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
委員 鈴木 直人君
羽生 三七君
奥 主一郎君
大岡 滋二君
草葉 隆國君
黒川 武雄君
鬼丸 義實君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
駒井 藤平君
阿竹賢次郎君

國務大臣

内務大臣 木村小左衛門君

大藏大臣 栗栖 越夫君

政府委員

内務事務官 林 敬三君

(地方局長) 久山 秀雄君

(警保局長) 加藤 陽三君

説明員

内務事務官 加藤 陽三君

(警保局長) 加藤 陽三君

昭和二十三年五月十七日印刷

昭和二十三年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷所 印刷局